



第2期白河市

地域福祉計画

～ 誰もが安心・いきいきと暮らせる福祉のまちづくり ～



平成30年3月

福島県白河市

はじめに

近年、わが国の総人口が減少する中、本市においても少子高齢化が急速に進行しており、子育ての不安、高齢者の介護、障がいのある人の自立や社会参加の問題に加え、経済的困窮や社会的孤立など、個人や家庭だけでは解決が難しい問題が増加しています。

こうした状況の中、人々の価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域のつながりも希薄になり、住民同士のつきあいが少なくなってきました。

本市では、これまで、「白河市地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるすべての人が主役となり、力をあわせて、共に支え合い、共に楽しむ地域をつくりあげていくための「絆」づくりの施策を進めてまいりました。

これまでの計画を引き継ぎ、「誰もが安心・いきいきと暮らせる福祉のまちづくり」の基本理念を変えず、地域のもつ様々な特色を生かしながら、魅力ある福祉のまちをつくるため、「第2期白河市地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画を実効性のあるものにするためには、市民の皆様との連携や協働がとても大切で欠かせないものとなります。「顔の見える関係」ができることにより、皆様の暮らす地域は強い絆で結ばれ、安心していきいきと暮らせるまちの礎ができると思います。

これからも、活力と魅力あふれる白河を目指し、皆様の声を真摯に受け止めながら、共に手を携えて、地域福祉推進のため各種施策に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、白河市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様と地域活性化協議会委員の皆様から御礼を申し上げます。

平成30年3月

白河市長 鈴木和夫



目次

第1章 第2期計画策定にあたって.....	1
1. 地域福祉の考え方.....	2
2. 地域福祉計画の考え方.....	2
3. 地域福祉計画の位置づけ.....	3
4. 地域福祉計画策定と推進にあたっての視点.....	4
5. 計画の期間.....	5
6. 計画の策定体制.....	5
7. 計画の推進に向けて.....	6
第2章 地域福祉を取り巻く白河市の現状と課題.....	7
1. 白河市の現状.....	8
2. 白河市地域福祉計画に関するアンケート調査から読み取れる現状と課題.....	13
3. 地域福祉に関わる白河市の課題.....	24
第3章 計画の基本方向.....	27
1. 計画の基本理念.....	28
2. 基本理念の実現に向けた3つの目標.....	28
3. 施策体系.....	30
第4章 施策の展開.....	31
基本目標1：支え合いと交流のまちづくり.....	32
基本目標2：元気でいきいきと暮らし続けられるまちづくり.....	38
基本目標3：安心・安全な共生社会を目指すまちづくり.....	47
資料編.....	55
(1) 白河市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	56
(2) 白河市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	58
(3) 白河市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要領.....	59

第1章 第2期計画策定にあたって

1. 地域福祉の考え方

わが国では、平成9年の介護保険法の制定や、平成12年の社会福祉法の制定（「社会福祉事業法」からの改正）をはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。また、近年では、避難行動要支援者の問題や生活困窮者への支援など、これまでの分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な生活課題も顕在化するようになってきています。さらには、社会環境の変化や家族構成の変化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景とした、「無縁社会」「社会的孤立」が新たな課題となってきています。

平成23年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、地域の絆や支え合いがもたらす地域の安心・安全な暮らしに注目が集まっています。誰もが地域で安心して暮らしていくためには、まず、日頃身の回りで起こる問題は、住民一人ひとりの努力（自助）、隣近所、ボランティア活動などお互いに助け合うこと（互助・共助）が重要となります。しかし、それでも解決できない問題については、介護保険に代表される制度化された公的な制度で解決する（公助）という、重層的な取り組みが求められます。

「社会福祉」とは、支援を必要とする特定人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」には、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが幸せで安心な暮らしを送ることができる地域をつくっていくという意味が込められています。そのため、「地域福祉」を推進していくには、地域における相互の助け合いと支え合いの仕組みづくりが必要であり、市民、ボランティア、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、市などが連携しあいながら一体となって地域の「福祉力」を向上させていくことが重要です。

2. 地域福祉計画の考え方

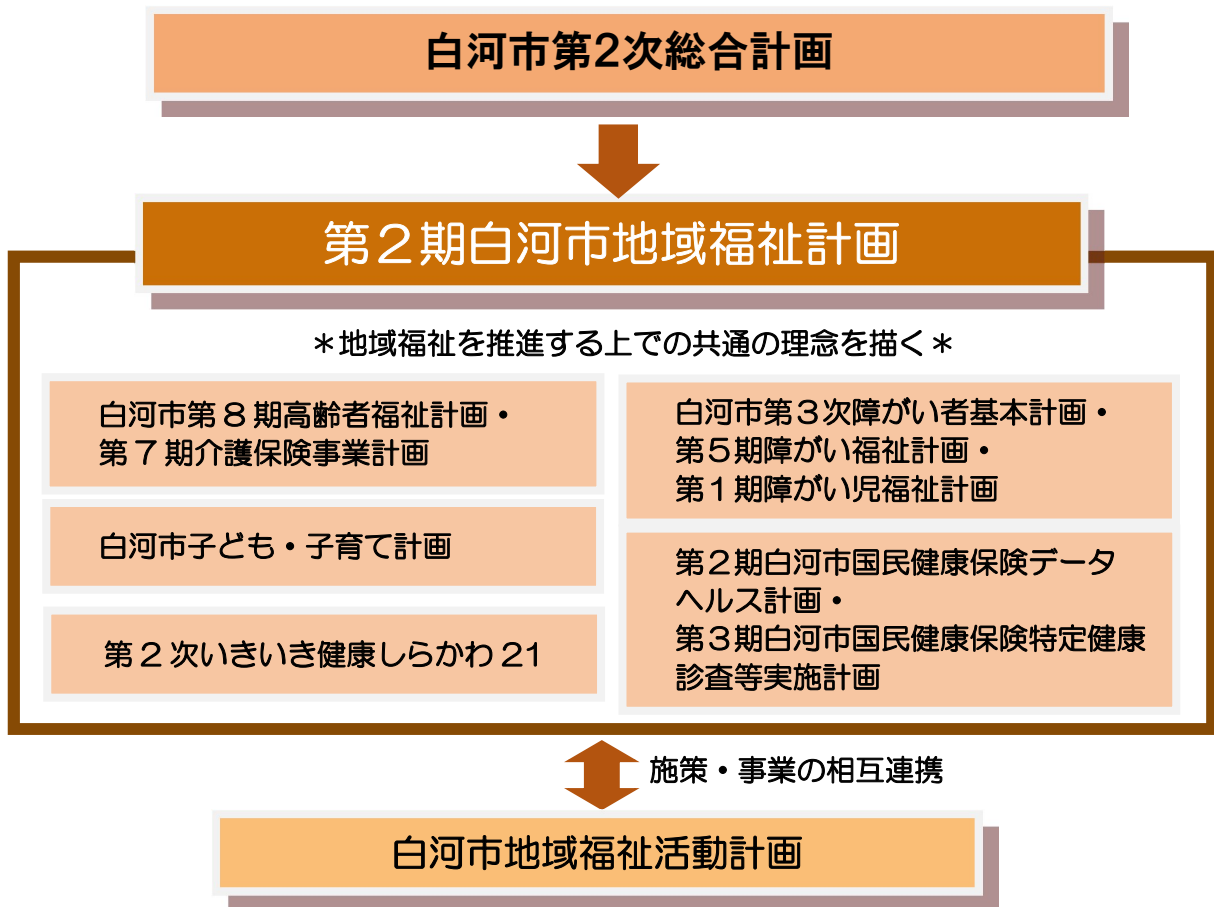
地域福祉計画は、社会環境が変化する中で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりを目指すための計画です。本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの地域福祉に関する取り組みを見直すとともに継続・発展させていくことにより、地域社会の変化に適切に対応していくため、第2期白河市地域福祉計画を策定しました。

3. 地域福祉計画の位置づけ

第2期地域福祉計画は、第2次総合計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づき市町村地域福祉計画として策定しています。

本計画は、保健福祉の各分野別計画（「第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」「障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」「子ども・子育て計画」「第2次いきいき健康しらかわ21」等）に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぎ、各分野計画に基づいた施策が効果的に展開されることを推進する役割を果たしていきます。

また、市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、理念や方向性を共有しながらも、それぞれの計画では「公的福祉サービスの充実や利用促進」と「地域住民主体の地域福祉活動・行動」といった異なる視点から地域福祉の推進を図り、相互に補完しあう関係となっています。



社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

平成30年4月1日改正

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

4. 地域福祉計画策定と推進にあたっての視点

視点1：地域住民の声を聴くことで、課題を「我がこと」化する

計画策定においては、アンケート調査などの機会を通して住民のニーズ把握に努めました。地域福祉の推進の担い手となる住民の参加を促し、ニーズを十分に踏まえることで、地域福祉は、特定の「困っている人」のためだけでなく、地域に住む誰もがその当事者として関わっていくものであると認識し、地域課題を「我がこと」としてとらえることができるようにします。

視点2：幅広い生活課題を行政と地域のつながりにおいて解決を目指す

本計画では「福祉」を狭い範囲に考えず、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画、コミュニティや個人の生活の再生など、一人ひとりの生活に密接に関連する課題も含めています。地域で暮らす生活者の視点に立ち、福祉を幅広く総合的にとらえ直すことで、行政と地域のつながりの中で解決していくことを目指します。

視点3：地域の個性や資源を活かした取り組みを推し進める

計画に記載した取り組み内容は、地域の実情に応じ、地域ごとに工夫した取り組みを進めるきっかけとなるものです。地域福祉の推進にあたっては、市内全域で一律に取り組むのではなく、地域の個性を活かして地域住民が共に支え合う「地域共生社会」を目指すことが重要になります。

視点4：市内の連携を深めることで、地域資源を有効的に活用する

地域において生活課題を抱える人たちを支援していくためには、専門職及び専門機関の連携や協働に向けた体制を整備する必要があります。そのためには、保健・医療も含めた関係部局の横断的な連携を深めることにより、地域の資源の有効的な活用を進めていくことが地域の住民や団体へのメリットになると考えます。

5. 計画の期間

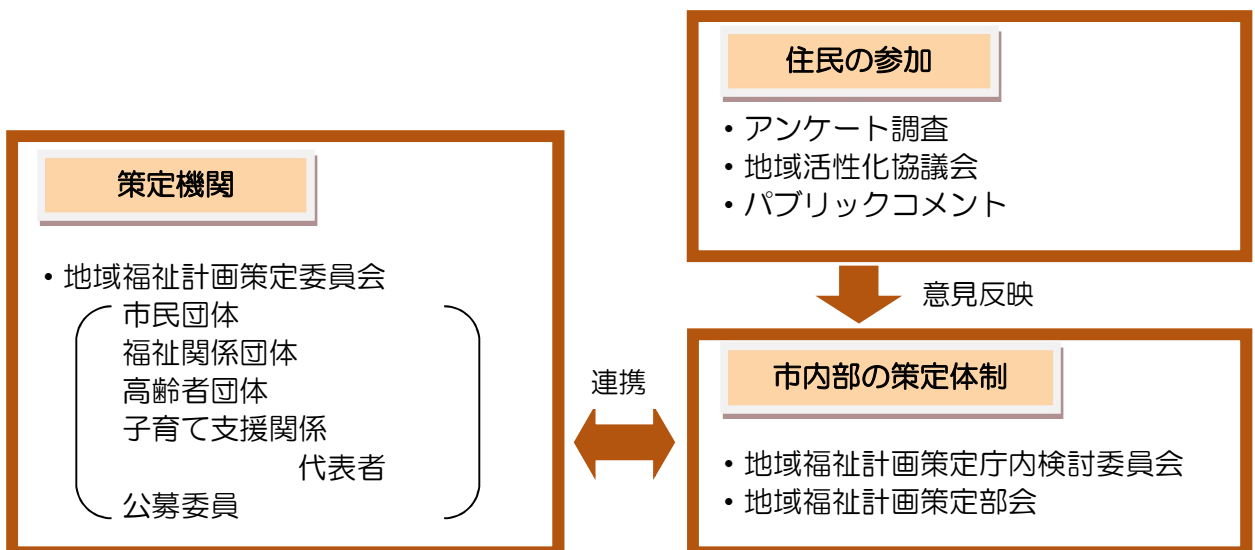
平成30年度からの5年間とします。

なお、制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	計画期間	~ H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
白河市第2次総合計画	H25~H34	[Solid orange bar]								
第2期白河市地域福祉計画	H30~H34	[Dotted orange box]	[Solid orange bar]							
白河市第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	H30~H32	[Dotted orange box]	[Solid orange bar]							
白河市第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	H30~H32	[Dotted orange box]	[Solid orange bar]							
白河市子ども・子育て計画	H27~H31	[Solid orange bar]								
第2次いきいき健康しらかわ21	H26~H35	[Solid orange bar]								
第2期白河市国民健康保険データヘルス計画・第3期白河市国民健康保険特定健康診査等実施計画	H30~H35	[Dotted orange box]	[Solid orange bar]							

6. 計画の策定体制

計画策定は、地域福祉計画策定委員会を組織し、市民アンケート結果の活用等、各層の幅広い協力・参画を踏まえて行いました。



7. 計画の推進に向けて

「第2期白河市地域福祉計画」の実現に向けて、住民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働して計画を推進していく必要があります。市では、計画に盛り込まれた施策を関係者との連携を十分に図りながら、次のような取り組みを行っていきます。

7-1 計画の進捗状況の公表・意見聴取

計画を着実に推進するために、分野計画ごとに進捗状況を公表するとともに、住民・関係団体などから意見聴取を行い、施策への反映を図ります。

7-2 庁内推進体制の設置

各分野計画推進のために、庁内の関係部署で構成する必要な組織を設置し、計画の進捗状況の集約と調整及び連携を行います。また、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築を確立します。

7-3 社会福祉協議会等への支援と連携

社会状況の変化に伴う多様化かつ増大する地域の福祉ニーズに対応するため、社会福祉協議会等の社会福祉法人、事業所等の関係団体などへの積極的な支援を行うとともに、地域福祉推進のための有機的な連携を進めます。

7-4 計画の見直し

国の社会保障の動向や社会状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて施策を再評価し計画の見直しを行います。

7-5 情報提供と周知

住民が保健福祉などの適正なサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法には、個人情報の適正な取り扱いを行うなどの、十分な配慮を行っていきます。

7-6 個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくためには、サービス利用者に関するさまざまな個人情報を行政、関係機関、事業者などで取り扱う場合も多くなってきます。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を行います。

第2章 地域福祉を取り巻く白河市の現状と課題

1. 白河市の現状

1-1 総人口の推移

(人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
白河地域	46,544	47,685	47,854	47,771	46,066
表郷地域	7,607	7,464	7,111	6,767	6,314
大信地域	5,014	4,886	4,789	4,451	4,217
東地域	5,990	6,013	5,953	5,715	5,316
合計	65,155	66,048	65,707	64,704	61,913

資料: 国勢調査

1-2 年齢階層別人口

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0~14歳 (年少人口)	(人)	12,641	11,253	10,311	9,501	8,071
	(%)	19.4	17.0	15.7	14.7	13.2
15~64歳 (生産年齢人口)	(人)	42,006	42,325	41,668	40,373	37,135
	(%)	64.5	64.1	63.4	62.4	60.5
65歳以上 (高齢者人口)	(人)	10,467	12,470	13,723	14,682	16,151
	(%)	16.1	18.9	20.9	22.7	26.3
不詳(人)		41	0	5	148	556
合計(人)		65,155	66,048	65,707	64,704	61,913

資料: 国勢調査

1-3 将来人口

		平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
0~14歳 (年少人口)	(人)	7,710	7,048	6,452	6,034
	(%)	12.5	11.8	11.2	11.0
15~64歳 (生産年齢人口)	(人)	35,935	33,596	31,751	29,863
	(%)	58.4	56.4	55.3	54.2
65歳以上 (高齢者人口)	(人)	17,942	18,922	19,226	19,189
	(%)	29.1	31.8	33.5	34.8
合計(人)		61,587	59,565	57,429	55,086

資料: 国勢調査に基づく推計

1-4 世帯の状況

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	白河地域	15,354	16,769	17,743	18,104	18,457
	表郷地域	1,783	1,835	1,838	1,867	1,826
	大信地域	1,130	1,182	1,178	1,160	1,154
	東地域	1,347	1,485	1,561	1,595	1,567
	合計	19,614	21,271	22,320	22,726	23,004
平均世帯 人員	白河地域	3.0	2.8	2.7	2.6	2.5
	表郷地域	4.3	4.1	3.9	3.6	3.5
	大信地域	4.4	4.1	4.1	3.8	3.7
	東地域	4.4	4.0	3.8	3.6	3.4
	合計	3.3	3.1	2.9	2.8	2.7

資料：国勢調査

1-5 在宅高齢者（65歳以上）世帯の状況

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	(世帯数)	1,146	1,455	1,727	2,187
	(%)	13.8	16.0	17.7	20.7
夫婦のみ世帯	(世帯数)	1,367	1,706	1,930	2,187
	(%)	16.4	18.8	19.8	20.7
その他の世帯	(世帯数)	5,798	5,914	6,107	6,204
	(%)	69.8	65.2	62.5	58.6
合計(世帯数)		8,311	9,075	9,764	10,578

資料：国勢調査

1-6 要支援・要介護認定者数の状況

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援 認定者数	(人)	633	686	720	715	746	701
	(%)	23.9	24.5	24.9	24.8	25.6	24.1
要介護 認定者数	(人)	2,021	2,110	2,169	2,169	2,170	2,205
	(%)	76.1	75.5	75.1	75.2	74.4	75.9
合計(人)		2,654	2,796	2,889	2,884	2,916	2,906

資料：高齢福祉課(各年度3月31日現在)

1-7 障がい者数の状況

(人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
身体障害者 手帳保持者	2,288	2,297	2,387	2,447	2,512	2,278
療育手帳 保持者	456	482	495	513	554	580
精神障害者 保健福祉手帳 保持者	202	227	255	290	312	413
合 計	2,946	3,006	3,137	3,250	3,378	3,271

資料：社会福祉課(各年度 3 月 31 日現在)

1-8 生活保護の状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
世帯数	300	294	282	294	307	310
人数	370	344	319	351	365	367
保護費(千円)	592,048	660,737	602,568	605,346	604,231	636,958

資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在※保護費は決算額）

1-9 ひとり親世帯の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
母子世帯数	641	637	653	656	647	614
父子世帯数	68	68	65	62	53	51
合 計	709	705	718	718	700	665

資料：こども支援課（各年度 3 月 31 日現在）

1-10 保育園入園児童数と待機児童数の推移

(人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
保育園入 園児童数	776	837	831	825	889	890	870
保育園待 機児童数	0	0	0	0	0	0	37

資料：こども育成課(各年度 4 月 1 日現在)

1-11 町内会の加入世帯数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
町内会 加入世帯数	17,772	17,724	17,719	17,758	17,992	17,870	17,955

資料:生活防災課(各年度6月1日現在)

1-12 ボランティア団体数と登録者数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
ボランティア団体数	22	33	33	47	44	51
ボランティア登録者数	1,336	1,240	2,046	2,325	1,076	1,459

資料:社会福祉協議会(各年度3月31日現在)

1-13 民生委員・児童委員数

(人)

	合計	白河地域	表郷地域	大信地域	東地域
民生委員・児童委員数	144	96	19	13	16

資料:社会福祉課(平成29年10月1日現在)

1-14 自殺者の推移

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
自殺者数	17	18	18	17	13	17	16

資料:健康増進課(人口動態統計)

1-15 健康診査受診状況の推移

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定	対象者	11,153	11,054	10,906	10,738	10,565	10,252
	受診者	4,254	4,410	4,299	4,208	4,208	4,169
	(%)	38.1	39.9	39.4	39.2	39.8	40.7
胃がん	対象者	18,904	20,614	21,728	21,728	21,728	20,539
	受診者	4,946	5,099	5,050	4,937	4,934	4,779
	(%)	26.2	24.7	23.2	22.7	22.7	20.6
子宮がん	対象者	14,509	14,509	14,873	14,873	14,873	13,577
	受診者	2,687	2,406	2,608	2,302	2,487	2,155
	(%)	18.5	31.2	33.7	33.7	32.2	32.2
乳がん	対象者	11,725	11,725	12,240	12,240	12,240	11,604
	受診者	1,611	1,641	1,503	1,615	1,735	1,773
	(%)	13.7	14.0	12.3	12.3	14.2	27.4
肺がん	対象者	18,493	18,493	19,712	19,712	19,712	18,891
	受診者	6,645	6,631	6,662	6,506	6,227	6,605
	(%)	35.9	35.9	33.8	33.0	31.6	35.0
大腸がん	対象者	18,493	18,493	19,712	19,712	19,712	18,891
	受診者	5,551	5,843	6,013	5,932	6,227	6,275
	(%)	30.0	31.6	30.5	30.1	31.6	33.2

資料：健康増進課、国保年金課



2. 白河市地域福祉計画に関するアンケート調査から読み取れる現状と課題

※調査対象：市内に居住する20歳以上の男女2,000名

抽出方法：無作為抽出

調査時期：平成28年12月

調査方法：郵送調査法

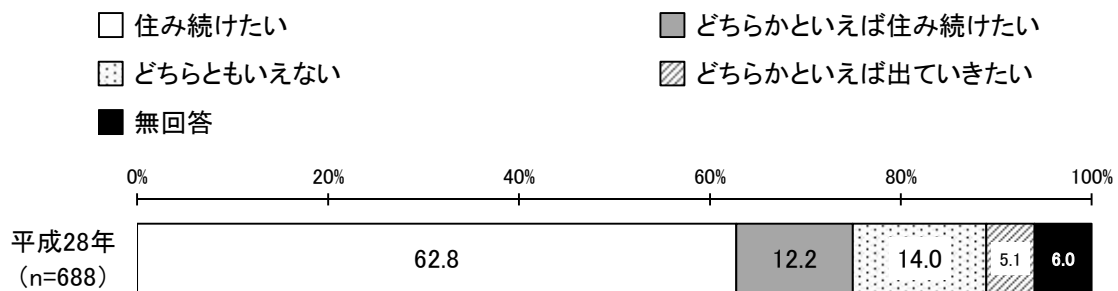
有効回収数（n）：688件（回収率：34.4%）

2-1 地域での暮らしについて

(1) 今後も住みたいという意向（「住みたい」と「どちらかというに住みたい」の合計）は全体で75%、39歳以下でも60%以上ですが、居住年数5年未満の人では30%強にとどまります。

もともと住んでいる人は、年齢を問わず住みたい意向が高くなっていますが、震災以降に住み始めた人や転勤のある人にとっては「住みたい」という意向が低くなっています。

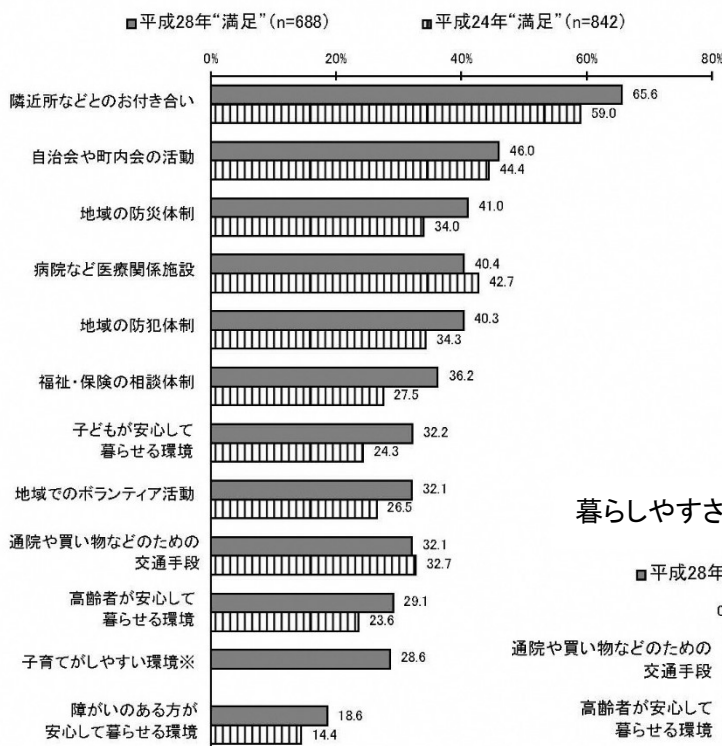
今後の居留意向／全体



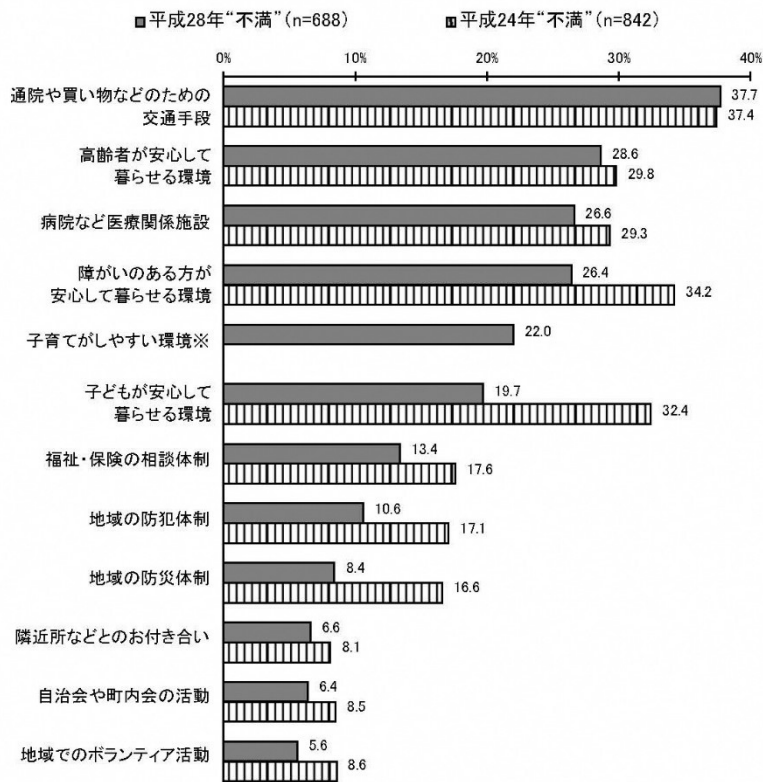
(2) 暮らしやすさの満足・不満の数値は、「通院や買い物などのための交通手段」「障がいのある方が安心して暮らせる環境」の2項目で、満足より不満の方が上回っています。

前回調査（平成24年）よりおおむね満足度（数値）が高まっている中で、「病院などの医療関係施設」と「通院や買い物などのための交通手段」については、前回調査（平成24年）より満足度が下がっています。特に「病院などの医療関係施設」については、40～54歳で「不満」の割合が満足を大きく上回っています。

暮らしやすさの満足度【“満足”の経年比較】／全体



暮らしやすさの満足度【“不満”の経年比較】／全体

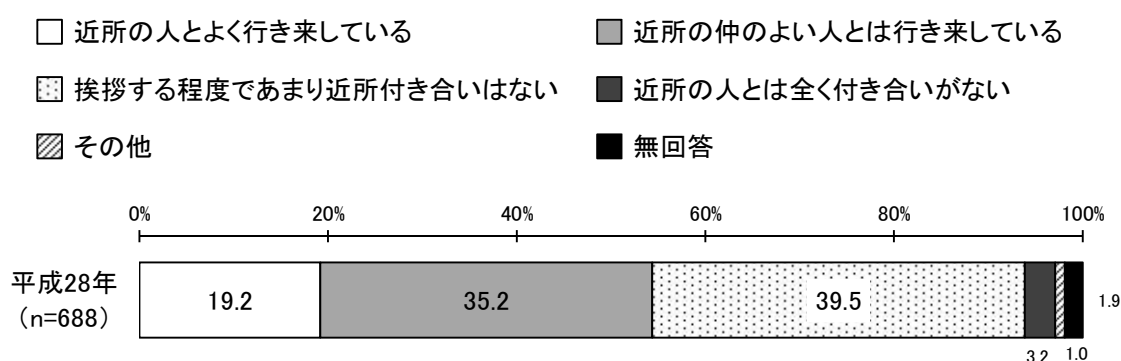


※新設。

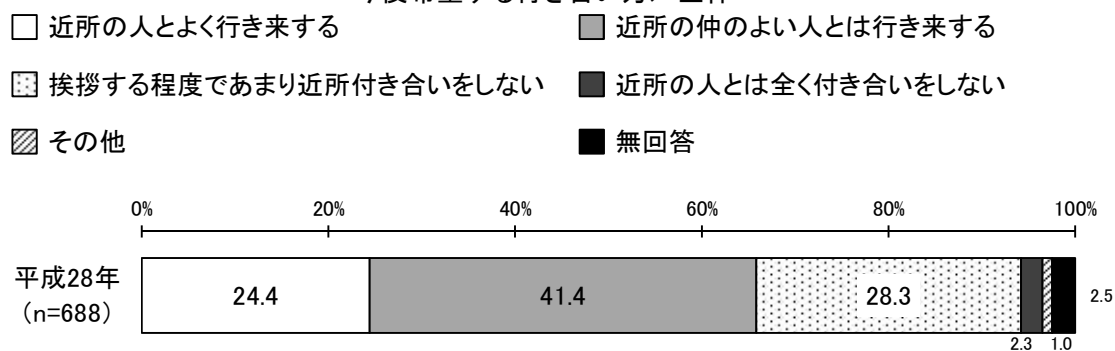
(3) 隣近所との付き合い方は、全体では半数以上が行き来している（「近所の人とよく行き来している」と「近所の仲のよい人とは行き来している」の合計）と回答し、今後も60%以上が行き来を希望していますが、居住年数5年以下の人では、「挨拶をする程度であまり近所付き合いはない」と回答した割合が、現状と希望とではほとんど変わりません。

白河地域以外では60%以上が行き来していると回答している反面、白河地域は40%強にとどまっています。また、今後の希望する付き合い方は、全体でも60%以上が行き来したいと回答しています。

隣近所との付き合い方／全体



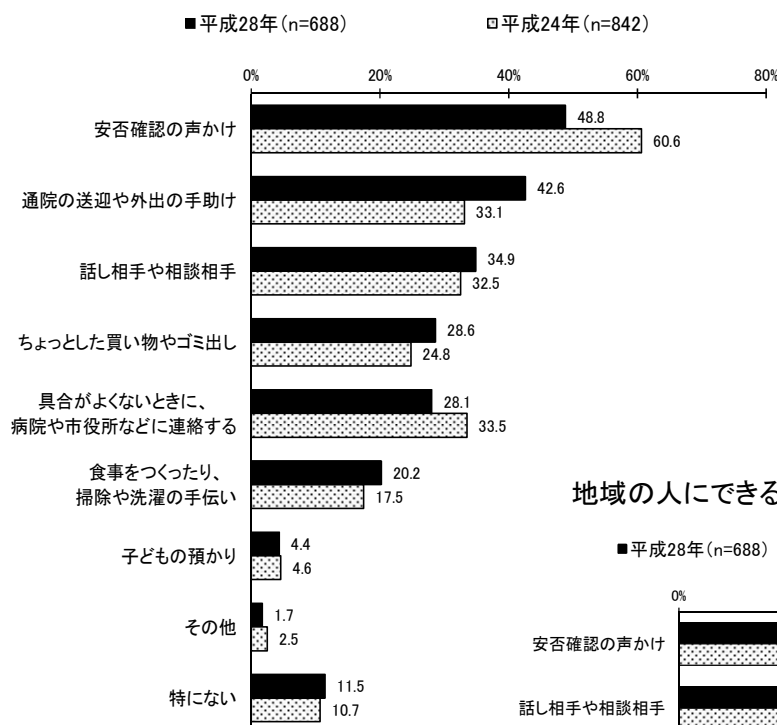
今後希望する付き合い方／全体



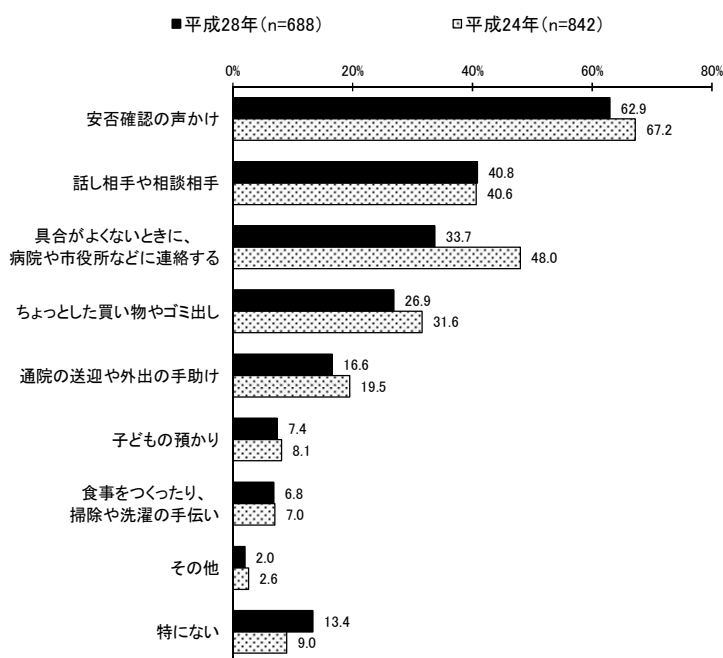
(4) 高齢になったとき、地域の人にしてほしい支援としては、「安否確認の声かけ」「病院の送迎や外出の手助け」「話し相手や相談相手」「ちょっとした買い物やゴミ出し」の割合が高くなっています。

前回調査（平成 24 年）より「病院の送迎や外出の手助け」が 10%近く高くなっていますが、逆に「安否確認の声かけ」「具合がよくないときに、病院や市役所などに連絡する」といったコミュニケーションの支援は、近年のインターネット等を活用した手段の多様化などもあり減少しています。なお、地域でできることとしては、「安否確認の声かけ」、「話し相手や相談相手」、「具合がよくないときに、病院や市役所などに連絡する」の順となっています。

地域の人にしてほしい支援【経年比較】／全体（複数回答）



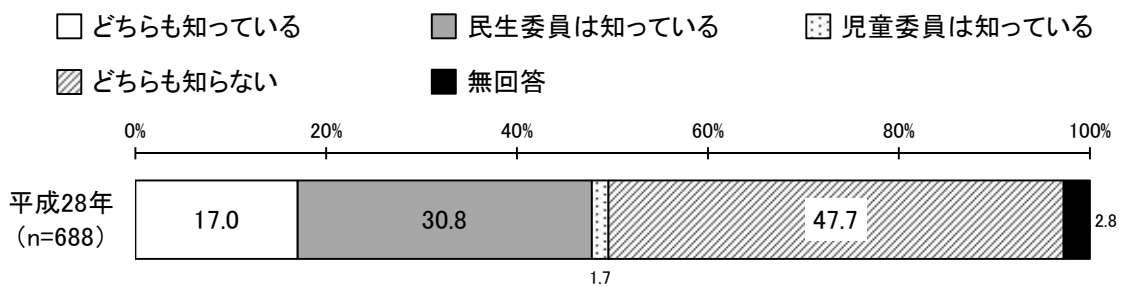
地域の人にできる支援【経年比較】／全体（複数回答）



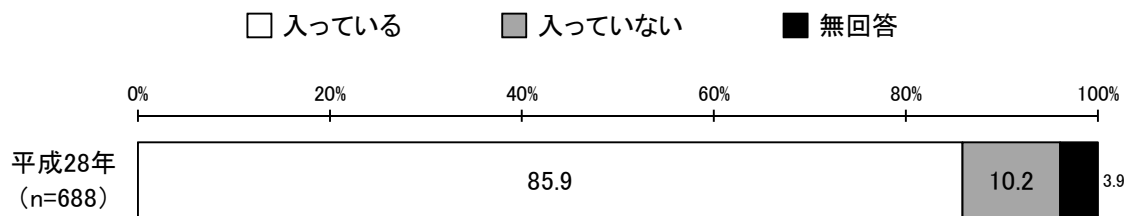
(5) 民生委員・児童委員の認知度は、全体で半数近くの人が「どちらも知らない」と回答しており、特に39歳以下の方は80%以上が「どちらも知らない」と回答しています。また、町内会の加入状況においては、全体の加入状況が85.9%に対し、39歳以下の方では約70%にとどまります。

民生委員・児童委員の認知度は地域別にも差があり、白河地域では57.6%が「どちらも知らない」と回答しています。また、町内会は居住年数5年未満の方は半数以上が「入っていない」と回答しています。

地域の民生委員・児童委員の認知／全体



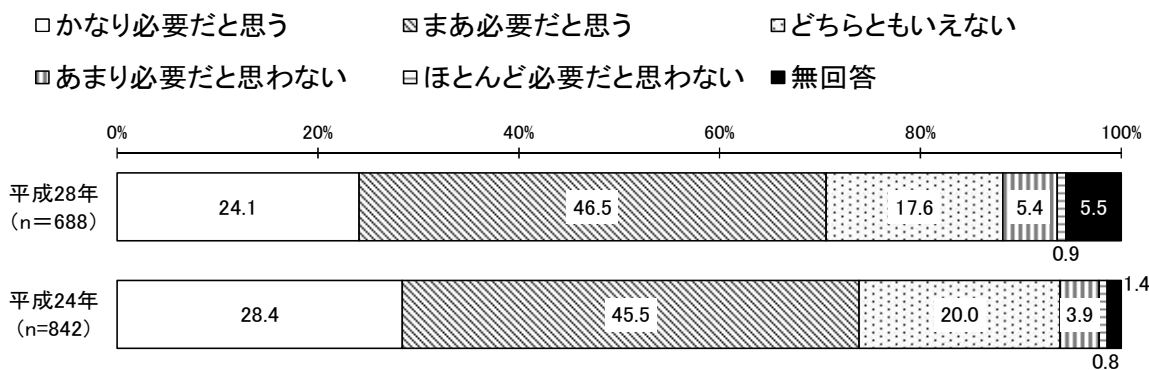
町内会への加入状況／全体



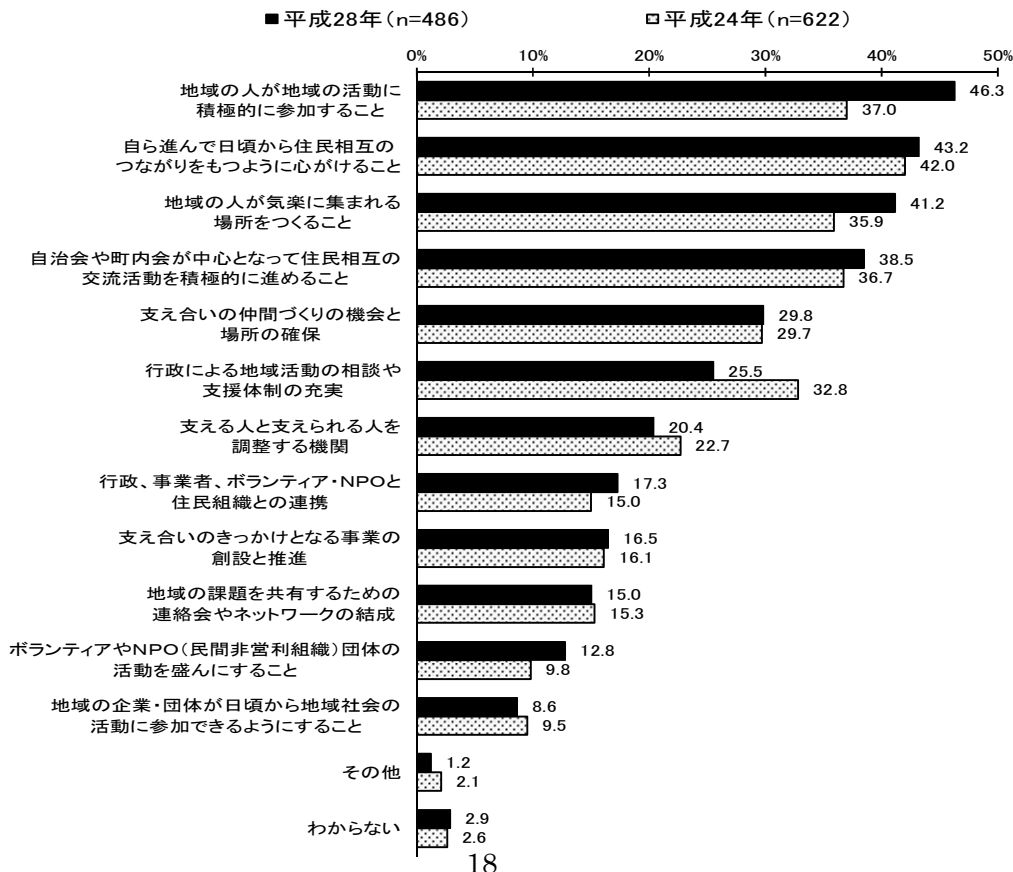
(6) 住民相互の協力関係は70%以上が必要（「かなり必要だと思う」と「まあ必要だと思う」の合計）と感じています。しかし、居住年数が5年未満の人の場合、半数弱にとどまっています。ただし、居住年数が短い人ほど、「支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保」「支える人と支えられる人を調整する機関」などのニーズが極めて高くなっています。

必要だと思う協力の内容については、居住年数が5年未満の人において、全体では値の低い「支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保」「支える人と支えられる人を調整する機関」「支え合いのきっかけとなる事業の創設と推進」といった体制づくりに対するニーズが極めて高くなっています。

住民相互の協力関係の必要性【経年比較】／全体



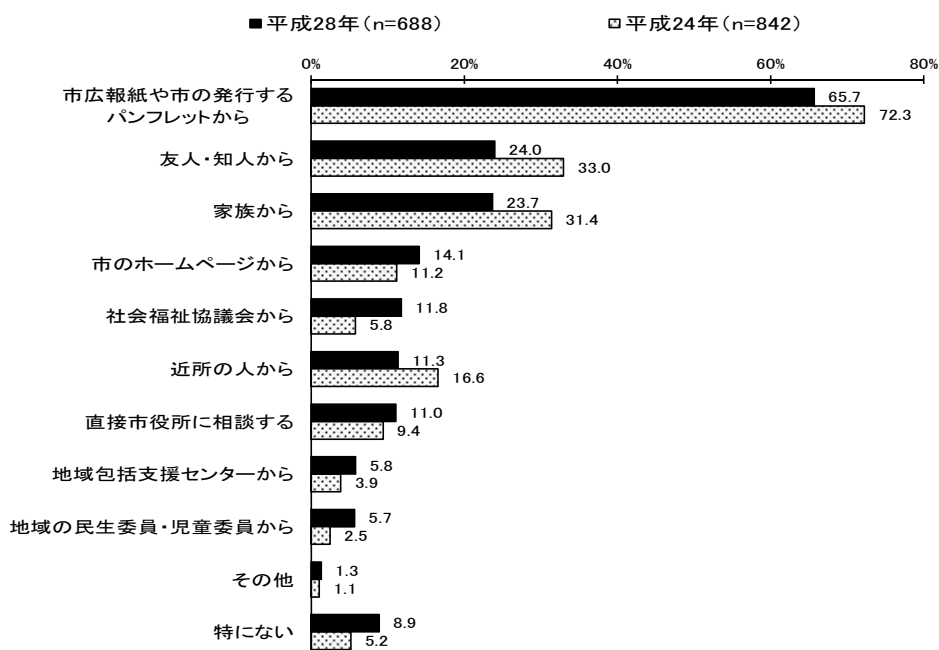
必要だと思う協力の内容【経年比較】／全体(複数回答)



2-2 行政と地域住民の関わりについて

(7) 行政や福祉サービスに関する情報入手経路は「市広報紙や市の発行するパンフレットから」が65%を超えており、次いで「友人・知人から」「家族から」が続いています。「市のホームページから」は全体では14.1%で4位ではありますが、若年層の回答が高いほか、居住年数が5年以下の人の回答が60%以上と極めて高くなっています。

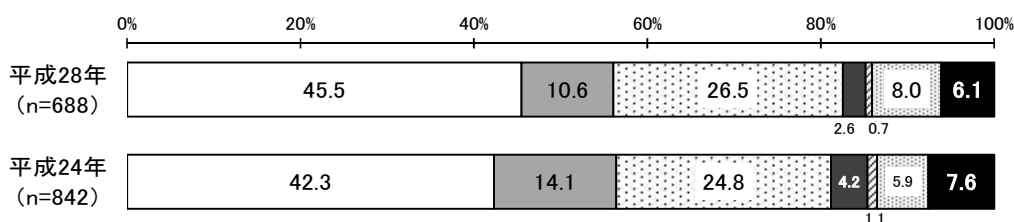
行政や福祉サービスに関する情報の入手経路【経年比較】／全体(複数回答)



(8) 福祉充実における行政と地域住民との関係性は、性別、年齢別、居住年数別、居住地域別すべてにおいて変わらず「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」という回答が多くなっています。

福祉充実における行政と地域住民との関係性【経年比較】／全体

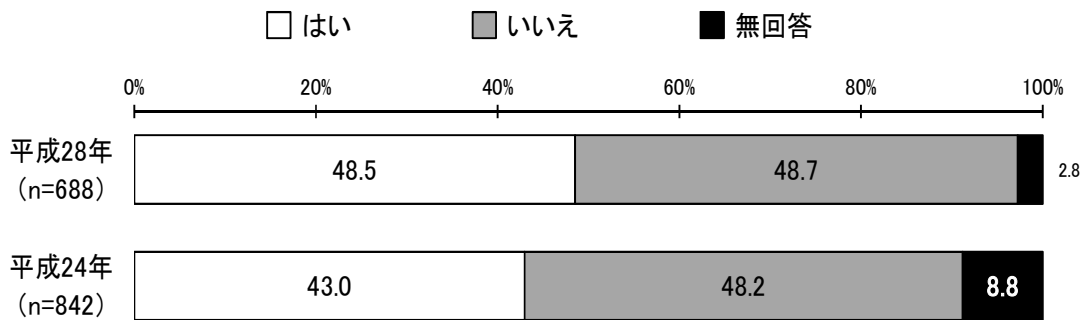
- 行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである
- 行政の手の届きにくい課題については、住民が協力していくべきである
- まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである
- 行政は地域福祉を充実させる責任があるので、住民は特に協力することはない
- その他
- わからない
- 無回答



2-3 地域活動への参加状況について

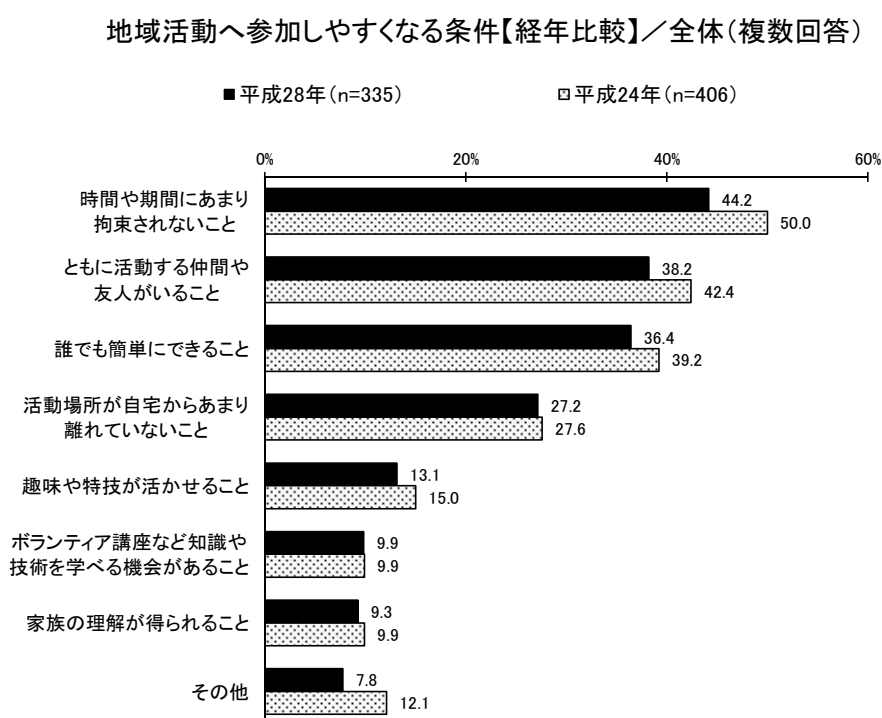
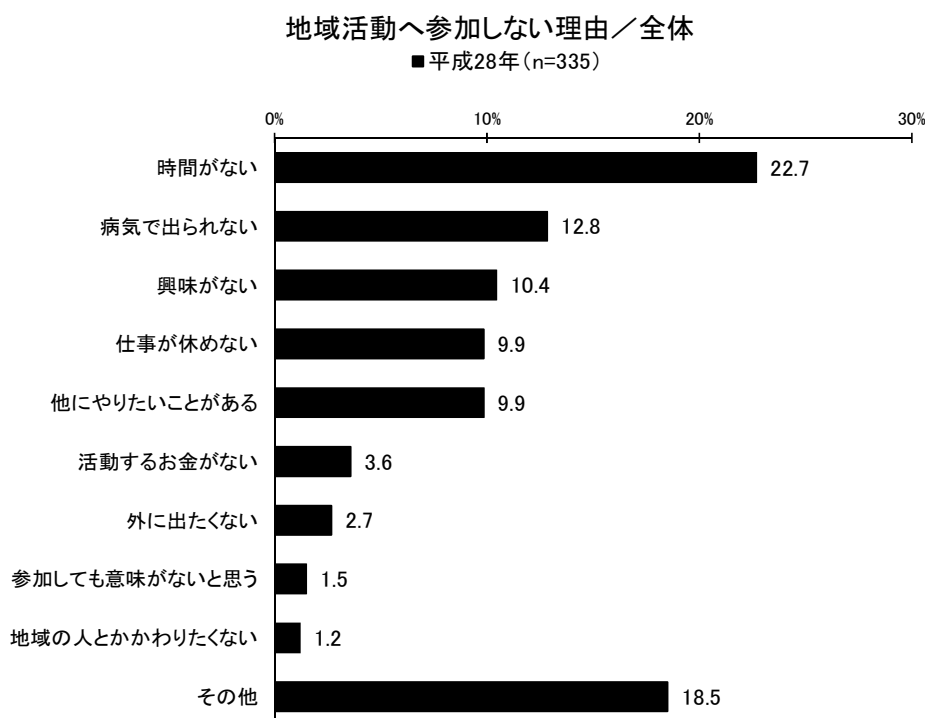
(9) 地域活動への参加状況は、「はい（参加している）」が48.5%、「いいえ（参加していない）」が48.7%で、ほぼ同数となっています。前回調査（平成24年）と比べると、「はい（参加している）」の割合が5%程度増加しました。

地域活動への参加状況【経年比較】／全体



(10) 参加できない理由では、若年層は「時間がない」、高齢層は「病気で出られない」というのが大きな理由です。地域活動に参加しやすくなる条件としては、「時間や期間にあまり拘束されないこと」に次いで「ともに活動する仲間や友人がいること」「誰でも簡単にできること」という回答が多くなっています。

「ともに活動する仲間や友人がいること」は39歳以下、居住年数が5～10年未満の人で最も回答が高くなっています。

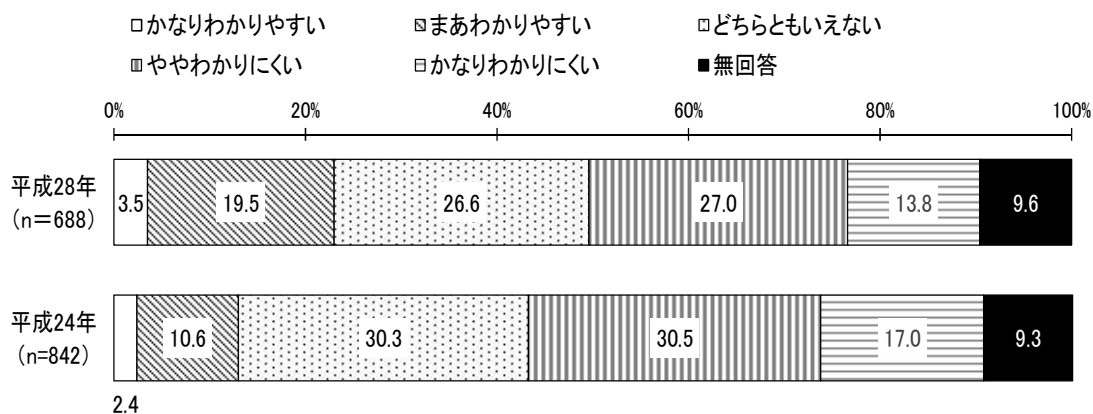


2-4 市の福祉施策や制度・サービスについて

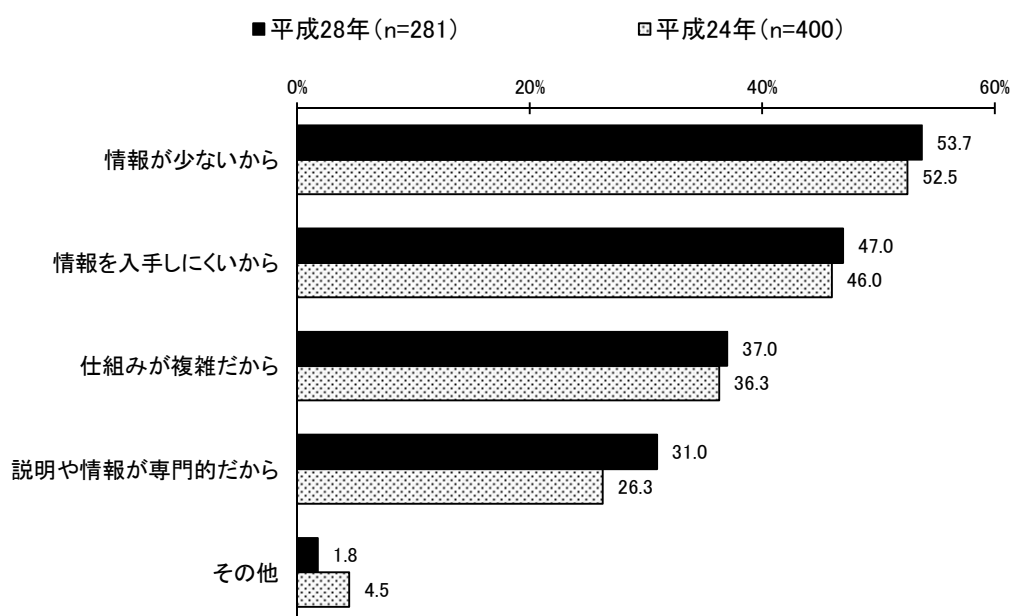
(11) 福祉サービス・保健・医療制度の仕組みのわかりやすさについては、平成24年調査より減っていますが、40.8%の人がわかりにくい（「ややわかりにくい」と「かなりわかりにくい」の合計）」と回答しています。その理由として「情報が少ないから」「情報を入手しにくいから」との回答が多くなっています。

福祉サービスが利用しやすい環境整備の充実については、すべての年代において「わかりやすい情報の提供」がトップです。

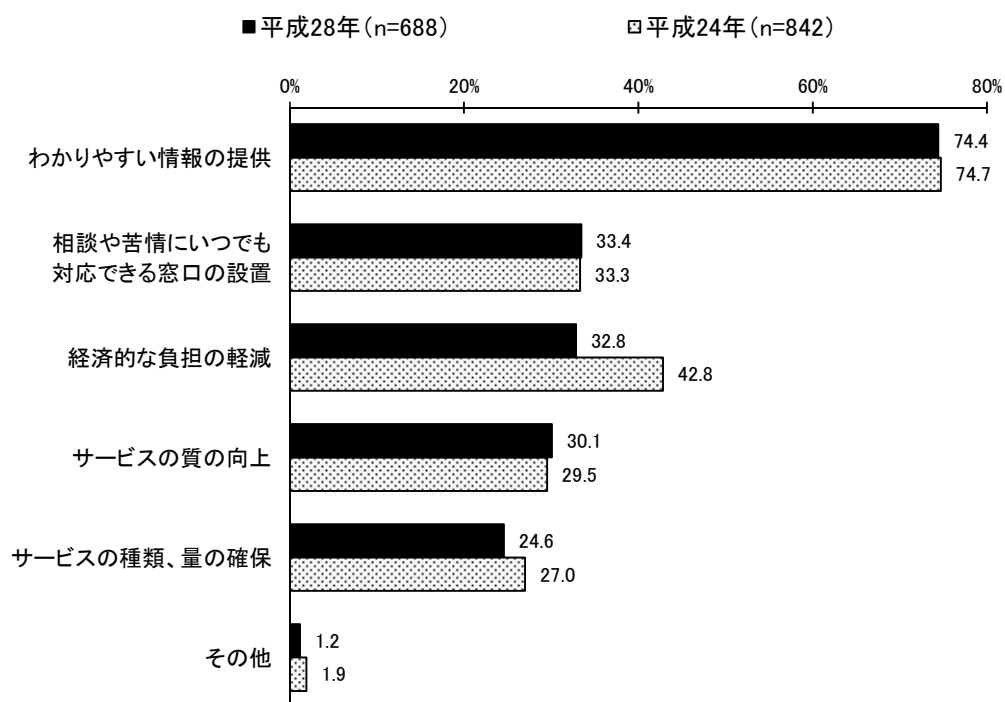
福祉サービス・保健・医療制度の仕組みのわかりやすさ【経年比較】／全体（複数回答）



福祉サービスなどの仕組みがわかりにくいと思う理由【経年比較】／全体（複数回答）



福祉サービスなどが利用しやすい環境整備の充実【経年比較】／全体（複数回答）



3. 地域福祉に関わる白河市の課題

3-1 確実に進行する少子高齢社会への対応

団塊の世代が高齢期に達し、国民の4人に1人が高齢者となり、超高齢社会を迎えています。長寿化に伴い伸展する高齢期を健康でいきいきと過ごすことは共通の課題であり、加齢による心身機能の低下を可能な限り予防し、健康寿命の延伸を図ることが重要であるとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援やサービス体制の充実が必要となります。

そのためには、一人ひとりの状況に応じた福祉や保健、医療、健康に関するサービスを効果的に提供していくことが求められます。

一方、少子化に伴う人口減少社会が到来し、これからのまちづくりに大きな影響をもたらすものと考えられます。若年層の減少は、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行、就労形態の多様化などとあいまって、家庭や地域における子育て機能の低下を招いています。これからの地域社会を担う子ども一人ひとりが、心身ともに健全に成長できるよう、地域全体で子どもを育む仕組みを築いていくことが大切です。これまで以上に、家庭と地域と行政の連携が強く求められています。

3-2 増大・多様化する住民ニーズへの対応

住民の福祉や保健、医療、健康に対するニーズは増大しており、在宅福祉サービスの充実をはじめ、健康づくりの推進や情報提供、相談機能の強化などを含め広範囲に及んでいます。しかも、サービスの即応性や手続きの面での利便性など、質的な向上も求められるようになってきています。

このように増大・多様化する住民のニーズに応え、少子高齢社会にふさわしい福祉や保健、医療、健康に関するサービスを提供していくには、限られた財源の中で、利用者一人ひとりのニーズを見極め、必要なサービスを適切かつ効果的に提供できる仕組みを整えていかなければなりません。さらに、子どもや高齢者、障がい者などの権利や人権擁護も重要な課題となっています。

また、福祉と保健、医療の連携のとれたサービスの提供、疾病の早期発見、寝たきりの予防、リハビリテーションなどの対策を総合的に推進し、住民の健康づくりを支援していくことも重要になります。さらに、住民の就労形態の多様化や女性の社会進出などに伴う子育て支援サービスや保育サービスの充実も課題となっています。

3-3 社会参加の場と機会の拡大

少子化や核家族化、都市化の進展、住民の価値観の多様化などを背景に、人間関係の希薄化が指摘されてきましたが、その一方で住民の社会参加への気運が高まり、自主的な社会活動の場と機会を望む声も出ています。また、近隣の人とともに協働し、高齢者や障がい者、子どもたちの地域における社会参加を支援するさまざまな取り組みが行われています。

社会参加は、世代や立場を超えた住民相互の交流や高齢者・障がい者の自立の促進、社会性を身につけた子どもの育成など、これからの地域づくりを進めるにあたって重要な役割を果たしていくものです。また、住民の生涯を通じた健康づくりや女性の社会進出を支援する視点からも意義あるもので、住民の自主的な社会活動との調和を保ちながら、社会参加の場と機会の拡大を図っていくことが求められます。

そのため、地域活動への参加が少ない若い世代や居住年数の浅い住民等を中心に、担い手の裾野を拡大していくための取り組みを充実していく必要があります。

3-4 住民との協働による支え合いネットワークの構築

高齢者や障がい者などの支援を必要とする人の増加により、介護や医療をめぐるさまざまな問題の解決に向けた取り組みが求められています。また、いじめや不登校、非行、虐待の増加など、子どもたちを取り巻く問題の解決も大きな課題となっています。こうした問題の解決を図るには、行政の対応だけでは限界があり、住民の協力を得て地域社会全体の問題として取り組んでいく必要があります。

これからの地域福祉を進めるにあたっては、自助・互助・共助・公助による施策の展開がますます重要になってきます。「顔は知っているけど、話したことは・・・」「関わりたいけど知っている人がいないので関われない」など、隣近所との付き合いがなくなると、日々の生活で起こる小さな困りごとや不安を解決できなくなってしまいます。

支援を必要とする高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活を続け、また、一人ひとりの子どもが豊かな心を育み、社会性を身につけて成長するためには、地域住民と協働で、これらを支え合う体制づくりが求められます。

このためにはボランティア活動などに参加する住民や地域団体との連携・強化を図り、さらに、地域社会に福祉の心を育み、また、専門性を有する人材を育成するなど、幅広く支援活動への参加と協力を呼びかけ、活動の領域を広げていく必要があります。

さらに、こうした福祉の担い手となる住民の活動のための相談や情報提供機能を拡充することも重要になります。そして、福祉と保健、医療、教育等の関係機関との連携を強化し、高齢者、障がい者、子どもを地域社会全体で支え合うネットワークの充実が必要となっています。

第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本理念

白河市第2次総合計画を踏まえ、地域福祉の推進に向けて次のような基本理念を設定し、各種の施策を展開していきます。

誰もが安心・いきいきと暮らせる 福祉のまちづくり

2. 基本理念の実現に向けた3つの目標

基本目標1：支え合いと交流のまちづくり

身近な地域の住民同士が顔見知りとなり、ふれあい、支え合うことは、地域での生活をよりよいものにしていく原点です。支援が必要な人の早期発見、緊急時の助け合い、防災、防犯上の問題など地域生活の基本的課題を「我がこと」と感じることで、住民相互の日常のつながりはより強まります。

住民全員が多様な生活スタイルや価値観を尊重しながら、自分にあった方法で共に支え合い、気負うことなくボランティア活動に参加できるような動機づけや方策などを検討し、支え合い活動への幅広い住民の参加を推進します。

地域では一人ひとりの「自助」を引き出すとともに、「互助・共助」の精神を共有して助け合いをすることにより、地域社会の中で、住民誰にも役割と居場所があり、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、共に支え合う地域づくりを目指します。

また、これらの複雑な地域の生活課題を解決していくには、地域団体やボランティアが課題についての共通の理解を深め、それぞれの持ち味を活かしながら住民と相互に連携して活動していくためのネットワークづくりが重要になります。ネットワークづくりを進めていくために、個人情報に配慮した適正な取り扱いを確保しながら、地域情報の収集・整理と情報の共有化、出会いの場や交流機会の設定、各団体間や公的機関との連絡・調整などのコーディネート機能の充実に努めます。

基本目標2：元気でいきいきと暮らし続けられるまちづくり

住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らしていくためには、健康で自立した生活ができる「健康寿命」の延伸や生活の質の向上を図っていくことが重要です。住民自らが心身の健康の増進に努めるとともに、行政はその努力を支援すると同時に、健康保持に向けての生きがいづくり対策を推進します。

また、必要なサービスを適切に利用できる仕組みをつくることや、住民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、安定した生活基盤や職業的キャリアを築くための就労の機会を増やすことも重要です。

そのため、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスや相談窓口などの情報を取得しやすいように情報提供に努めます。

さらに、高齢者や障がい者、子どもなどのすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援体制の構築を図ります。

基本目標3：安心・安全な共生社会を目指すまちづくり

すべての住民が年齢や性別、障がいの有無などに関わりなく、安心して安全に暮らし続けるまちをつくるためには、福祉や保健、医療、健康分野の支援整備だけでなく、道路・交通機関などのハード面の整備や、防災・防犯等の対策も必要となります。

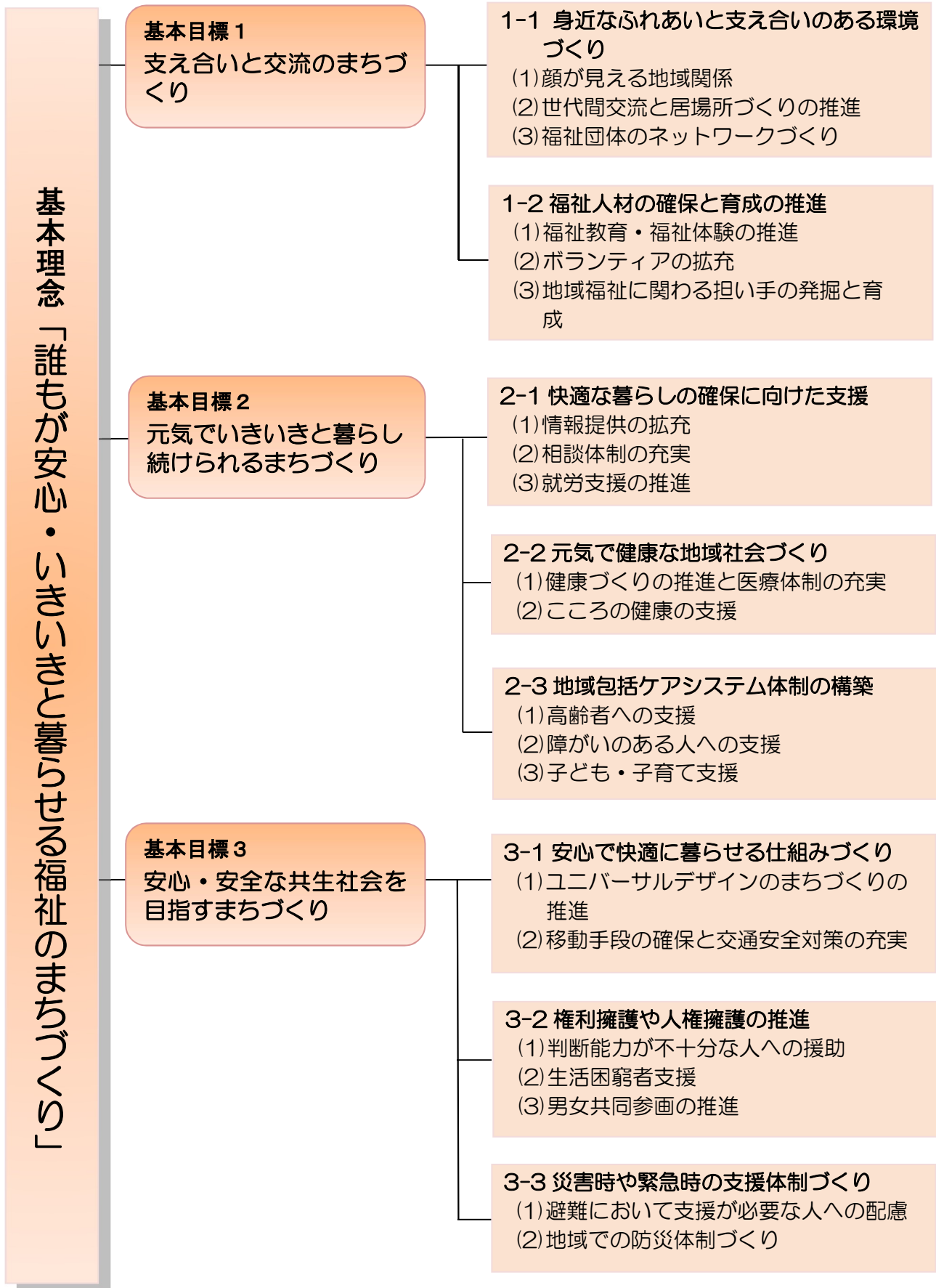
そのため、高齢者や障がいのある人、子育てをする人などに配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく施設整備を進めるとともに、誰もが快適に暮らせる仕組みづくりのために住民の理解を深めていきます。

また、近年、全国各地で地震や局地的な豪雨などの自然災害が多発しています。大規模災害時には自助・互助・共助・公助の連携で被害軽減につながると言われていますが、災害発生直後、公助の機能は十分に発揮できないため、互助・共助が重要視されています。

そのため、災害や緊急時に避難支援の必要な避難行動要支援者の把握をするとともに、関係機関との災害時の対応体制を確立し、被害の拡大をくい止めるための活動を行い、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

さらに、認知症や知的、精神などの障がいにより判断能力に不安のある方や、子どもや女性などの立場的弱者の権利擁護や人権擁護を推進し、生活困窮者などが地域で安心して暮らせるための支援制度の整備を図ります。

3. 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標 1：支え合いと交流のまちづくり

1-1 身近なふれあいと支え合いのある環境づくり

(1) 顔が見える地域関係

<現状と課題>

- 個人の自由を求める風潮が強くなってきており、隣近所との付き合いがわずらわしいと感じる人が増えています。
- プライバシー重視の生活様式が広がり、孤立、虐待などが社会問題化してきています。一方で、身近でのコミュニケーションの必要性を感じ、つながりや居場所を求める声もあります。地域には支援を必要とするさまざまな人がいます。

<今後の取り組み>

- 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて地域住民のコミュニケーションが必要不可欠です。
住民は「おはよう」「おかえり」「ありがとう」などの、日頃のあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりが築ける取り組みを実践します。
- 町内会での回覧などの連絡は手渡しで行うなど、顔を合わせる機会を増やします。
- 各保育園、幼稚園、小中学校は積極的にあいさつを交わすなどの活動を推進します。
- 行政は、住民、保育園、幼稚園、学校、各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、高齢者施設・障がい者施設などの福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに、高齢者・障がい者・子どもが寂しさや不安を感じたり孤立したりすることがないように地域で支え合う環境づくりに努めます。



(2) 世代間交流と居場所づくりの推進

<現状と課題>

- 核家族化が進み、個々の価値観が多様化していることで、地域で受け継がれてきた日本の伝統的な大家族の生活様式や地域での人間関係、さらには住民の地域への帰属意識の希薄化が顕著になってきています。また、地域の身近な場所でさまざまな年代の人が気軽に集い、交流する機会や場所がなくなってきています。
- 異世代の地域住民が共に集え、つながりがもてる活動を充実させることが必要です。しかし、ふれあい活動の拠点施設と、その活動を支援する人材が不足しています。

<今後の取り組み>

- 住民は、世代間交流の場の拡充のため、保育園、幼稚園及び小中学校の行事への参加や登下校時の見守りなどにより、交流を進めます。
- 住民は、夏祭りや防災避難訓練など、世代を超えて人が集まり、交流ができる機会をつくり、行事への参加を広く呼びかけます。
- 町内会や各種団体、ボランティア団体等は公共施設を活用し、地域交流の場として積極的に利用します。
- 行政は、福祉関係団体等と連携協力し、生きがいづくりや活動の場づくりを支援します。



(3) 福祉団体のネットワークづくり

<現状と課題>

- 各種福祉関係団体が相互に連携・協働を図っていますが、まだ十分とはいえません。
- 地域見守りや支援活動の際の情報を共有できていません。
- 少子化に伴い、子育てが個人や各家庭内だけのこととしてとらえられてきています。しかし、子どもが健やかに育つためには、住民が一体となって地域全体で子どもを育てる環境づくりが求められます。
- 高齢化による介護も同様で、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう「医療、介護、予防、住まい、支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と充実が必要です。

<今後の取り組み>

- 住民は、地域の福祉や生活課題解決に向けて、住民主体の見守りや支援活動を進めます。
- 行政は、住民主体の活動では解決できない課題に対して、地域と専門機関・専門職と一緒に、広域的・専門的に課題解決に取り組むような重層的な地域福祉ネットワークの構築を進めます。



1-2 福祉人材の確保と育成の推進

(1) 福祉教育・福祉体験の推進

<現状と課題>

- 核家族化や少子化が進み、子どもを取り巻く生活環境の変化は、子どもの成長に大きな影響を及ぼしています。地域への関心や連帯感が薄れ、子どもたちが地域の人々とのふれあう機会が減ることで、地域の教育力が低下しています。そのため、家庭を中心に学校・地域が連携し、地域のふれあいの中で思いやりの心を育むことが大切です。
- 地域福祉の推進には、子どもから大人まですべての市民が福祉についての理解を深める必要があります。

<今後の取り組み>

- 地域福祉を推進するためには、住民、行政、事業所等を含む社会福祉関係団体、ボランティア団体、NPO 法人、学校等が地域福祉に関する認識を共有します。
- 地域福祉の活動においては、担い手の育成や幼少時からの福祉教育や生涯学習などが重要となります。そのため、家庭や地域での子どもの頃からの福祉活動の体験や、学校で福祉教育を行うことにより、福祉の心を育み、将来、地域福祉の担い手となるよう育成します。
- 各種団体や行政は、参加年齢を問わない、誰でも参加しやすい、福祉に関する講座や地域懇談会などを企画します。

(2) ボランティアの拡充

<現状と課題>

- 近年、ボランティア活動に参加している人は極めて少なくなっています。
- 少子化や人の流出により、次世代を担う若者が減少していることや、生活スタイルや価値観の多様化などにより、住民同士の日頃のつながりが希薄になっているため、「時間がない」「機会がない」「情報がない」など、活動のための情報が十分に得られていません。

<今後の取り組み>

- 老人クラブ、女性団体などは、活動活性化のため加入促進のほか地域やニーズに応じた活動を展開し、行政は、その支援や情報の提供、周知方法を工夫します。
- 社会福祉協議会やボランティア団体等は、特に若い世代へのボランティアの意義や活動に対する理解を深め、参加につながるような養成講座や研修会などの取り組みを行うとともに、情報などの広報・啓発・紹介などに工夫を凝らし、活動の活性化を図ります。
- 社会福祉協議会は、地域ボランティアの育成、支援のため、ボランティアセンターの運営を活性化させます。
- 行政は、指導者養成講座等を充実させるとともに、ボランティアの方が活動できるサロン等の拡充を図ります。
- 行政は、学校や市内事業所に対する地域福祉活動への参加促進を図ります。

(3) 地域福祉に関わる担い手の発掘と育成

<現状と課題>

- 各種保健福祉サービスを提供するにあたっては、医療機関の職員やホームヘルパー、ケアマネージャー、ケースワーカーなどの専門職員が関わっていますが、専門職の人材が不足しており、全国的にも人材の確保が課題になっています。
- 住民ニーズが多様化、複雑化しているため、各種保健福祉サービスの提供に携わる人の能力や資質の向上が求められています。
- 地域活動の中心になっている町内会役員や民生委員・児童委員等に、福祉活動の負担が集中しています。
- 行政や民間を問わず、人材の確保に向けた取り組みや、研修会や各種会議の場を活用した専門人材の発掘と育成に努めることが必要です。

<今後の取り組み>

- 住民は自らが、地域福祉活動に関心を持ち、活動への協力と参加をします。
- 住民や各種団体は、今まで身につけた知識や技術、経験を、積極的に地域福祉活動に活かします。
- 福祉サービス事業所は、福祉サービスの質の確保・向上を図るため、各種研修会や講座への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上に努めます。
- 行政は、民間事業者、関係団体に対し、人材育成に関する情報を積極的に提供するなど、関係者の資質向上に努めるよう働きかけます。
- 行政は、社会福祉協議会や町内会、各種団体と連携して、若年層や勤労者層、団塊世代などのさまざまな年齢層に働きかけ、地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成への取り組みを続けます。
- 行政は関係機関と連携し、高齢者や障がい者の社会参加を目指すため、高齢者生活支援コーディネーターや障がい者相談支援アドバイザーなどによる支援に取り組みます。

基本目標 2：元気でいきいきと暮らし続けられるまちづくり

2-1 快適な暮らしの確保に向けた支援

(1) 情報提供の拡充

<現状と課題>

- 市では、広報紙、インターネットのホームページなどを通して情報を提供しています。また、社会福祉協議会をはじめとする各種団体などからも、定期的に広報紙が発行されているほか、各種制度や事業案内のチラシ・パンフレットなども数多くつくられています。さらに、町内会のお知らせ等の回覧も地域での情報提供に寄与していますが、情報の発信をしても、わかりにくい表現や、文字の多さに敬遠してしまうことなどから、パンフレットや広報紙等に目を通さないため、実際には情報を受け取れていない状況です。
- パソコンや携帯電話の急速な普及で、IT 機器が私たちの生活に身近なものになっていますが、不必要な情報の流出などの問題も多くなっています。特に、高齢者や障がい者への配慮が求められています。

<今後の取り組み>

- 行政や福祉サービス事業所は、福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、よりわかりやすい情報提供に努め、利用者の拡大を図っていきます。
- 各種相談窓口では、福祉サービスの情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員は、訪問等の際に地域福祉サービスの情報発信に努めます。
- 高齢者や障がい者を含むすべての人の利用しやすさに配慮し、拡大文字、音声、点字、メールなどを活用した情報提供を行い、個人情報の有用性に配慮した適正な取り扱いを確保しながら、円滑に情報を取得し、意思表示やコミュニケーションができるよう支援します。
- すべての人が、あらゆる場面において、必要な情報を多様な手段で入手できるよう、積極的に情報のバリアフリー化に取り組んでいくことが求められています。

(2) 相談体制の充実

<現状と課題>

- どこに相談をしてよいのかわからない住民が多く、介護、医療、障がい、子育ての相談機関や消費者トラブルなどの消費生活に関わる相談機関を設置していても、有効活用されていない状況です。
- 高齢者・障がい者・子育てに関する相談がそれぞれワンストップで受けられる、包括支援センターや基幹相談支援センター等が設置されています。

<今後の取り組み>

- 行政は、さまざまな福祉課題や生活課題を解決していくため、高齢者、障がい者、子育て、消費生活等の分野やエリアに応じた相談支援の充実を図ります。
- 行政は、虐待や生活困窮、消費者トラブルなどの相談を複合的に対応することができる包括的な相談支援体制づくりを進め、支援を必要としている者が早期に問題の解決に至れるよう努めます。



(3) 就労支援の推進

<現状と課題>

- 地域で自立した生活を送るためには、高齢者の就労・雇用により、健康の保持と生きがいつくりを促進することが求められています。
- 障がい者についても、福祉関係機関や企業などとの連携を通して、自立して社会参加できる支援が求められています。
- 生活に困窮した者が生活保護に至る前に、自立した生活を送ることができる支援が求められています。
- ひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれています。また、ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育が十分に行き届きにくくなっています。そのため、生活の安定と自立のために寄り添う支援が求められています。

<今後の取り組み>

- 行政は、シルバー人材センターとの連携により、高齢者の豊かな知識や経験、能力を活かせる場の創出と、高齢者の就業機会を促進する環境づくりに努めます。
- 行政は、障がい者の経済的自立や社会参加のために、就労や福祉関係機関、事業所などの連携を強化し、就労機会の拡充や日中活動の充実と企業への働きかけなどを行い、障がい者雇用や就労の支援を推進します。また、就労相談体制についても強化・拡充に努めます。
- 行政は、生活困窮者に対して、生活サポート相談窓口等での相談を行うとともに、ハローワークとの連携をはじめ、各種事業を組み合わせながら自立に向けた支援を行います。
- 行政は、ひとり親家庭の母または父が安定した就業ができるよう、就労支援員を配置し、サポートしていきます。また、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの居場所づくり支援事業等の施策を実施していきます。

2-2 元気で健康な地域社会づくり

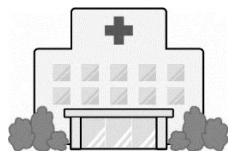
(1) 健康づくりの推進と医療体制の充実

<現状と課題>

- 健康への関心度には個人差がありますが、多くの住民は、自身や家族の健康に悩みや不安を抱えています。
- 高齢化の進行や生活習慣の変化により、生活習慣病の割合が増加しています。また、住民の医療に対する要求が多様化するとともに、医療技術の高度化などにより、医療費の増加傾向が続いています。
- 誰もができるだけ健康寿命を延ばすため、健康づくりと健康維持のために活動し、安心して暮らせる環境を求めています。各種健康診断の受診率が少しずつ上がっていることからもうかがえます。
- 生涯を通じて心身ともに健康であり続けるためには、住民一人ひとりが、身体や病気についての正しい知識を得て、健康的な生活習慣を身につけ、自分の健康管理に責任を持つことが重要です。
- 医師の大都市集中の傾向や後継者不足などにより、医師が不足する中、医師の高齢化により廃止される医療機関が増加しています。医師不足は深刻な問題で、地域医療の継続のため医師確保が大きな課題となっています。
- 夜間や休日の急病など、必要なときに適切な場所で必要な医療を受けられる救急医療体制の充実が求められています。

<今後の取り組み>

- 「いきいき健康しらかわ 21」を策定し、生活習慣の改善を柱とした住民の健康増進に向けた取り組みを実施しています。そのため、住民は、自分自身の健康状態を理解し、生活習慣を見直すとともに、食生活と運動を基本とした望ましい生活習慣を確立できるようにします。また、健診の重要性を認識し、定期的に健診を受けることで、自身の健康管理に努めます。
- 住民は、自身や家族が病気になった際に、気軽に相談でき、適切な処置を受けられるよう、「かかりつけ医」をもつとともに、適切な救急医療の利用に努めます。
- 食生活改善推進協議会等は、健康づくりネットワークを充実し、関係機関との連携により、住民の健康づくりを推進します。
- 行政は、ライフステージに合わせた、健康管理に関わる相談・指導體制及び健康づくりに向けての各種の情報提供や健康教育の充実を図ります。
- 行政は、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健診内容の充実により受診率の向上に努め、保健指導の強化を図ります。
- 行政は、乳幼児健診において発達障がい疑われる乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには地域医療の確保が重要です。そのために、住民みんなが安心できる地域医療づくり事業や医療の人材確保支援事業等の、地域を支えるために必要な医療体制の支援を継続して行っていきます。



(2) こころの健康の支援

<現状と課題>

- 現代社会は、社会環境の高度化・複雑化や、価値観の多様化などにより、働く人だけでなく、高齢者や、子どもまでも、強くストレスを感じ、不登校、睡眠障害、うつ病、アルコール依存など、さまざまな「こころの健康」の問題を抱えている人が増加しています。なかでも「うつ病」はこころの病の代表的なものとなっています。
- ストレスからくるうつ病などのこころの病は増加傾向にあり、社会的要因も加わることで危機的状況に追い込まれる過程は誰にでも起こり得ることから、誰もが生きることへの支援が受けられるような取り組みが必要です。

<今後の取り組み>

- こころの健康には、顔の見える地域関係や、世代間交流のできる居場所があることなど、地域のコミュニケーションとネットワークが大切です。一人で悩み、命を落とすことのないよう、住民は、誰もが「我がこと」としてとらえることができる住民関係を築きます。
- 住民は自らが、労働や活動によって生じた心身の疲労を安静や睡眠等で解消し、こころの健康を保つよう心がけます。
- 行政は、小中学生を対象に、自己肯定感やいのちの大切さについての啓発を図っています。
- 行政は、悩んでいる様子に気づき、声をかけ、話を聞いて、相談機関への相談を勧める等の必要な支援を行います。また、見守りながら、こころの健康を支える地域の人材（ゲートキーパー）を育成していきます。
- 行政は、こころの健康づくりに向けて、こころの病やストレスについての専門医や臨床心理士による相談体制の整備を図るとともに、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。
- 行政は、誰もが「生きることの包括的な支援」が受けられるよう、「白河市自殺対策計画」の策定に取り組めます。

2-3 地域包括ケアシステム体制の構築

(1) 高齢者への支援

<現状と課題>

- 誰もがいきいきと住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を続けたいと希望しています。そのためには、住まいや就労の場の確保をはじめ、移動時の不安の解消などが必要です。
- 少子高齢化や核家族化の進行によって家族を頼りにできない高齢者も増えていきます。誰もが安心して暮らすことができるよう、さまざまな生活支援サービスの充実と地域全体で応援する仕組みづくりが求められています。

<今後の取り組み>

- 住民や関係団体は、ひとり暮らしや認知症など的高齢者の見守りを行います。
- 地域では、住民、民生委員・児童委員による訪問や見守りを充実させ、高齢者などの孤立防止のためにボランティアによる支え合い活動に取り組んでいきます。
- 行政は、「白河市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを実施しています。その中で、日常生活圏域ごとに、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指していきます。

(2) 障がいのある人への支援

<現状と課題>

- 障がい者の多種多様なニーズに対応できる専門職員を配置した、総合的な相談窓口の設置が求められています。
- 障がい者の自立と社会参加を推進するため、就労支援や生活環境の整備などが求められています。
- 幼少期から成人に至るまで、すべての成長段階で障がい者を一体的にサポートしていく必要があり、関係機関が連携して支援をする体制の充実が必要です。

<今後の取り組み>

- 住民、各事業所等は、障がい者を理解し、尊重し、社会参加への手助け・支援に努めます。
- 行政は、地域相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの充実等により、専門的な相談支援体制を強化します。
- 関係団体や行政は、障がい者の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるなど、日中活動や就労の場を提供する支援を行います。
- 行政は、障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。
- 行政は、「白河市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加するための福祉施策を推進することで、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。

(3) 子ども・子育て支援

<現状と課題>

- 家庭環境の変化により、子育ては個人や家庭だけでは対応できなくなってきました。今後、子どもが健やかに育つために、住民が一体となって地域全体で子どもを見守っていく環境づくりが求められています。
- 少子化の進行や働く女性の増加により、子育てに対するニーズは多様化しています。特に保育園や放課後児童クラブへの入園（入会）希望者が増加傾向にあり、施設の整備をするとともに、保護者の勤務形態に合わせた保育時間の設定を行うなど、効果的なサービスを提供する必要があります。
- 出産・子育ての家計負担の増加などを背景として、夫婦が希望する子どもの数が減少しています。
- 保育士の不足が深刻化している中、増加傾向にある発達障がい児への対応など、保育の質の向上のための施策を継続して行う必要があります。

<今後の取り組み>

- 住民は、子どもや子育てに関心と理解を持ち、親が子どもを健やかに育成できるよう、あたたかく見守る環境づくりに努めます。
- 各事業者は、育児休暇の取得促進などを通じ、働きながら子育てできる環境づくりに努めます。
- 行政は、共働きの親やひとり親等の家庭が自立して生活できるように、多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。
- 行政は、「白河市子ども・子育て計画」に基づき、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、子育て世代包括支援センター等の充実ににより、専門的な相談支援体制を強化するとともに、家庭を支援していきます。



基本目標3：安心・安全な共生社会を目指すまちづくり

3-1 安心で快適に暮らせる仕組みづくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

<現状と課題>

- ・ 外出できない、買い物や通院に支障をきたしているなど、運動機能が低下している高齢者や障がい者が多い一方で、交通手段の確保が困難な状況となっています。
- ・ 市内のバリアフリー化は徐々に進んできていますが、わずかな段差に不便を感じることも多いようです。高齢者や車椅子の障がい者にとっては、わずかな段差も転倒につながり、場合によっては、自立歩行ができなくなるような怪我を負うこともあります。
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方は、社会的に広く認知されつつありますが、具体的なまちづくりや公共施設・民間施設において、この考え方が完全に具現化されるまでには至っていない状況です。
- ・ 現状の中で、高齢者や障がい者が暮らしやすい環境を実現していくため、地域における助け合いの仕組みづくりが必要となっています。

<今後の取り組み>

- ・ 高齢者や障がいのある人がさまざまな制限にとらわれることなく、自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりを進めていくため、行政は、道路・公園・建築物をはじめ、トイレや駐輪場などの施設のバリアフリー化を推進するとともに、新設、改修する際には、移動しやすく、利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。



(2) 移動手段の確保と交通安全対策の充実

<現状と課題>

- 道路は、地域住民が生活するうえで必要不可欠な施設であり、そのインフラ機能の維持・向上は重要となっています。身近な生活道路については、子どもや高齢者、障がい者なども安全で安心して利用できる道路整備に取り組んでいますが、まだ不十分な状況です。
- 震災の際には、道路網が寸断されたことにより、交通が阻害され物流が滞るなど、生活に大きな影響を及ぼしたことから、道路利用者が安全かつ円滑に移動でき、災害発生時でも道路機能が維持・確保できる整備が求められています。
- 公共交通機関は、高齢者や運転免許を持たない人など、自力での移動が困難な人（交通弱者）の日常生活を支える移動手段として、不可欠なものですが、その利用者が減少していることで、運行回数や運行時間が制限されています。
- 近年の交通事故の特徴は、高齢者や子どもが交通事故に巻き込まれるケースが増加しており、特に、夕暮れ時や歩行中に多く発生しています。高齢者や子どもを交通事故から守るため、地域住民や行政が一体となって、安全な交通環境の整備を図る必要があります。



＜今後の取り組み＞

- 住民は、地域ぐるみによる活発な交通安全活動を行ったり、交通安全教室に参加したりして交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めます。
また、市民交通災害共済制度に加入し、被災者を会員相互による助け合いで支えます。
- 行政は、警察をはじめとする関係機関や民間団体と連携して、高齢者や子どもなどの各世代に応じた交通安全教育の推進に努めます。
- 行政は、道路反射鏡や道路照明等の整備を図り、事故の防止に努めるとともに、交通情勢の変化に応じて、必要な箇所に信号機・交通標識の設置や交通規制の実施を関係機関に引き続き要望していきます。
- 行政は、日常生活に不可欠な生活路線については、多様化する移動ニーズに応えるため、「白河市地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道、バス、タクシーの役割分担等による効率的かつ効果的な公共交通ネットワークへ再編するとともに、小規模需要にも応える新たな交通システムの導入や地域住民の共助による公共交通の仕組みづくりを進め、外出しやすいまちづくりに努めます。

3-2 権利擁護や人権擁護の推進

(1) 判断能力が不十分な人への援助

<現状と課題>

- ・ 認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、日常生活自立支援事業の充実や成年後見制度の周知を図っていくことが求められています。
- ・ 見守り活動が地域に定着することで、児童虐待や家庭内暴力の抑止になることが期待されます。

<今後の取り組み>

- ・ 住民は、近隣とのコミュニケーションを心がけ、見守りと支え合いにより、虐待等の早期発見に努め、高齢者や障がい者、子どもなどに対する虐待等の疑いのある状況を見かけたら、関係機関へ通報や相談をします。
- ・ 行政は、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の体制の整備を行うとともに、意思決定の支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を図ります。
- ・ 行政は、成年後見制度利用促進のための広報に努めるとともに、身近な親族や福祉・医療・関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制や、福祉や法律の専門団体の協力・連携を図る協議体の設置について検討します。

(2) 生活困窮者支援

<現状と課題>

- 虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といったさまざまな社会課題や生活課題が発生しており、これまで以上に社会的孤立のリスクが高まっています。
- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行っています。
- 生活保護法の規定に基づき、被保護者の最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るための支援を行っています。

<今後の取り組み>

- 生活困窮者は、社会的に孤立し自ら支援を求めることが困難な場合が多いため、行政は、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、その対象となり得る人の早期の情報把握に努めます。
- 行政は、経済的困窮者のみならず社会的孤立状態にある者、表出されていない課題も含めて複合した課題を抱える者やその世帯に対し、必要な福祉サービス、住まい、就労への支援を行うなど、地域での生活を可能にするための生活困窮者自立支援制度※等の確実な運用を図ります。
- 行政は、相談支援員を中心とした就労支援を行い、ハローワークと連携しながら各個人に応じた自立支援を促進します。

※平成 27 年 4 月に、生活保護に至る前の段階である「生活困窮者」に対して、早期自立を支援していくための法律である「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

(3) 男女共同参画の推進

<現状と課題>

- 女性の活躍の場は広がりを見せているものの、「男は仕事」「女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、長い歴史と文化・慣習の中に根付いており、女性の能力発揮や社会参画を妨げる要因となっています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、働く女性が育児や介護など家庭の事情が生じた場合においても、不安を抱えることなく自身の仕事と家庭を両立できるような支援と意識づくりが必要です。
- 男女参画を推し進めるには、一人ひとりが人権の尊重と男女共同参画に関する理解を深めていくことが必要です。
- ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」とする。）やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは許されない人権侵害ですが、そのような被害を受けた男女のうち、ほとんどの人が誰にも相談しないでいるため、表面化していない問題があります。

<今後の取り組み>

- 関係団体や教育機関は、人権の尊重と男女共同参画に関する理解を深めていくために、適切な学習機会の充実を図ります。
- 行政は、住民一人ひとりの人権意識を向上させ、男女が互いに尊重し合える地域社会の実現を目指します。
- 行政は、男女共同参画社会について、男女問わず幅広い年齢に理解を促すための効果的な啓発・広報を促進します。
- 行政は、DV やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの人権侵害の根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発を行います。さらに、これらの被害者が安心して相談でき、安全に保護され、自立に向けた支援を受けられる体制の充実に努めます。

3-3 災害時や緊急時の支援体制づくり

(1) 避難において支援が必要な人への配慮

<現状と課題>

- ・ 東日本大震災の教訓から、住民自らの「自助」、消防団・自主防災組織・事業所・関係団体などによる「互助・共助」、行政、消防、警察などによる「公助」の緊密な連携と協力体制の整備が求められています。また、災害が発生してしまったとき、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの福祉的な配慮が必要な人に対する支援や理解を進めることが必要です。
- ・ 行政は、地域や関係団体との連携を図り、災害時における避難の際に支援が必要な者の的確な状況把握に努めています。また、本人の同意をもとに作成された、避難行動要支援者登録者一覧表の活用について検討しています。

<今後の取り組み>

- ・ 住民は、日頃から地域の行事などを通じて交流を図るなど、隣近所との付き合いを大切にし、どこに要支援者が住んでいるかなど、顔の見える関係をつくりま
- す。
- ・ 行政は、地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、町内会などと協力して、避難行動要支援者の把握及び情報共有を進めます。
- ・ 行政は、「白河市地域防災計画」において、災害時の支援のあり方や地域における支え合いの仕組みを定め、避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難できるような体制をつくりま



(2) 地域での防災体制づくり

<現状と課題>

- 東日本大震災以降、市民の防災に対する意識が高まっています。被害を最小限にとどめるためには、地域における防災力を高め、住民一人ひとりの防災に対する意識の向上が必要です。しかし、地域で実施される防災訓練への参加者が少なく、固定化してきているのが現状です。
- 災害等が発生したときの情報の入手方法がわからない人や、実際に避難するべき避難場所の認知度が低い状況です。

<今後の取り組み>

- 住民は、日頃から地域の行事などを通じて交流を図るなど、隣近所との付き合いを大切にし、顔の見える関係をつくります。
- 住民は、自分の身は自分で守るという意識を持って防災に関する知識を深め、身の回りで実践するとともに、地域での協力体制の確立に努めます。
- 町内会や事業所等は、自主防災組織結成や防災訓練に積極的に参加します。
- 行政は、高齢者、障がいのある人、子ども等も安心して参加できる防災訓練の実施を図ります。
- 行政は、あらゆる機会を活用して、災害の備えなど「防災・減災」についての考え方や避難場所を周知します。

資料編

(1) **白河市地域福祉計画策定委員会設置要綱**

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく白河市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に関し、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、白河市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 高齢者団体の代表者
- (4) 子育て支援関係団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 白河市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	職	所 属 団 体	氏 名
1		白河市町内会連合会	栗 原 實
2		白河市赤十字奉仕団連絡協議会	安 澤 莊 一
3		白河市社会福祉協議会	大 橋 勝 男
4	副委員長	白河市民生児童委員連絡協議会	滝 田 公 子
5		身体障害者福祉会	吉 田 公 彌
6		社会福祉法人の施設	菅 沼 貴代晴
7		白河市老人クラブ連合会	近 藤 ヒロ子
8		白河市民活動支援会	増 子 修
9	委員長	一般公募	片 岡 学 秀

(3) 白河市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法に規定する白河市地域福祉計画の策定にあたり、その理念や意義を共有し、円滑かつ計画的に策定するため、白河市地域福祉計画策定庁内委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表第1に掲げる所属の課長職にある者及び白河市社会福祉協議会の職員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

- 2 委員長には保健福祉部長、副委員長には委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員長は、検討委員会の審議の経過及び結果について市長に報告する。

(部会)

第5条 検討委員会が所掌する事務について専門的に調査及び研究するため、部会を設置する。

- 2 部会の構成員は、別表第2に掲げる所属の係長以上の職にある者及び白河市社会福祉協議会の職員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会にリーダーを置き、委員長がこれを指名する。
- 4 部会の会議は、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 リーダーは、会議の結果について検討委員会に報告する。

(庶務)

第6条 検討委員会及び部会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定め、部会に関し必要な事項はリーダーが定める。

別表第1（第3条関係）

部 名	課 名
保健福祉部	社会福祉課
保健福祉部	高齢福祉課
保健福祉部	健康増進課
保健福祉部	国保年金課
保健福祉部	こども支援課
保健福祉部	こども育成課
市長公室	企画政策課
市民生活部	生活防災課
建設部	都市計画課
表郷庁舎	地域振興課
大信庁舎	地域振興課
東庁舎	地域振興課

別表第2（第5条関係）

部 名	課 名
保健福祉部	社会福祉課
保健福祉部	高齢福祉課
保健福祉部	健康増進課
保健福祉部	国保年金課
保健福祉部	こども支援課
保健福祉部	こども育成課
表郷庁舎	地域振興課
大信庁舎	地域振興課
東庁舎	地域振興課

白河市地域福祉計画（第2期 平成30年度）
白河市保健福祉部 社会福祉課
〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
TEL 0248-22-1111
<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>
